

ロシア連邦政府決定

2022年3月14日付第361号

モスクワ

ロシア連邦からの白砂糖および甘藷粗糖搬出の暫定的禁止措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合についての条約第29条および第47条、同条約附属書No. 7、連邦法「対外経済活動国家規制の基本について」第21条第2項第1号にしたがい、食糧安全保障のため、ロシア連邦政府は、以下を決定する：

1. 2022年3月15日から8月31日（同日を含む）まで、白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）のロシア連邦からの搬出の暫定的禁止（以下、「暫定的禁止」）を定める。

2. 暫定的禁止は以下には適用されない：

a) ロシア連邦の決定に基づいて外国国家に対する国際的人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

b) ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内でロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）、ならびにロシア連邦領内の複数の部分の間を外国国家領土を経由して移動する白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

c) 糧食としてロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

d) 外国国家領土内に所在するロシア連邦軍隊の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

e) バイコヌール市（カザフスタン共和国）および「バイコヌール」施設敷地内に所在するロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

f) スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

g) ロシア連邦領内から白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）

を搬出することを認める通関手続きにしたがって2022年3月15日までに送出された、ロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）、ただし、税関申告が、ユーラシア経済連合関税法典第115条、第116条に定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にしたがいユーラシア経済連合加盟国の関税規制に関する法規が定める特異事項を踏まえて実施された白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）を除く；

h) アブハジア共和国、南オセチア共和国、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国向けにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）；

i) ロシア連邦農業省が発行する搬出許可が存在する場合に、同省が承認する手順にしたがってユーラシア経済連合加盟国向けにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）；

j) ロシア連邦領内を經由して第三国へ向かうトランジット国際航空輸送を実施する際の白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）で、以下の場合：

航空機が、暫定的禁止の対象である白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）を荷下ろしすることなくロシア連邦の国際空港に途中着陸し、途中着陸後ロシア連邦領外へ向かう；

航空機が、ロシア連邦の国際空港に途中着陸し、暫定的禁止の対象である白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）の、ロシア連邦領外へ向かう他の航空機への積み替えを1度行う（それらを保税運送に関わる手続きに付さない）、ただし暫定的禁止の対象である白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）が税関管理下にあり、ロシア連邦国境検問所を離れないことを条件とする；

k) 国際輸送を行う船舶、航空機の乗客および乗員、または列車の乗客および列車乗員、自動車輸送手段の運転手による使用のため、ならびにロシア連邦が排他的管轄権を有する船舶、水上施設および設備の活動を保障するために、ロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）；

l) 連合国家の枠内でベラルーシ共和国向けにロシア連邦領内から搬出される白砂糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード170199100）および甘藷粗糖（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類サブアイテム170113および170114）。

3. 2007年12月15日付ロシア連邦政府決定第877号「ロシア連邦国内市場にとって本質的に重要で、例外的な場合にはそれらに対して暫定的な輸出の制限または禁止を定めることができる商品のリストの承認について」（ロシア連邦法令集、2007、No.52、掲載番号6461；2012、No.7、掲載

番号 877 ; 2014、No. 6、掲載番号 588 ; 2015、No.23、掲載番号 3335 ; No.25、掲載番号 3656 ; 2016、No.35、掲載番号 5346 ; 2017、No. 4、掲載番号 665 ; 2018、No.48、掲載番号 7427 ; 2021、No.19、掲載番号 3233 ; No.46、掲載番号 7708 ; 2022、No. 1、掲載番号 113) によって承認された、ロシア連邦国内市場にとって本質的に重要で、例外的な場合にはそれらに対して暫定的な輸出の制限または禁止を定めることができる商品のリストの、分類コード 1514 のアイテムのあとに、以下の内容のアイテムを追加する：

"1701 固体の状態である甘藷糖または甜菜糖および化学的に純粋なサッカロース。

4. ロシア連邦税関、ロシア連邦保安庁国境警備局、ロシア連邦内務省、ロシア連邦国家親衛隊は、その権限の範囲において、本決定第 1、2 項の規定の履行が監督されるよう保障する。

5. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順により、ユーラシア経済委員会に暫定的禁止の導入について通知する。

6. 本決定は 2022 年 3 月 15 日に発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン